

戸塚区連合町内会自治会連絡会3月定例会 議 題 説 明 書

市民局地域防犯支援課

議題名：地域防犯カメラ設置補助制度について

【内容】

地域が取り組む防犯活動の支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を、実施いたします。

申請書、申請の手引配付場所：区役所地域振興課

申請書類提出期限：令和6年7月31日(水)

補助対象経費：防犯カメラ等購入費及び設置工事費、防犯カメラの設置を示す看板の設置費等

補助率：防犯カメラ1台ごとに補助対象経費の10分の9 上限額210,000円

【例年あげている議題か？】

例年お願いしているもので、昨年度は4月区連会でお願いしました。

【会議に参加している地区連長が、各地区の単会会長に何を伝えればいいのか？】

【各単会の会長に何を依頼したいのか？】(具体的に記入してください。)

地域防犯カメラの設置をご検討される場合は、「申請の手引」をお取り寄せのうえ、申請書類を地域振興課までご提出ください。

【その他、注意することなど】

問合せ先

担当部署 市民局地域防犯支援課

担当者名 川口、高野、片淵

TEL 671-3705 FAX 664-0734

自治会町内会長 各位

市連会 3月定例会説明資料
令和6年3月12日
市民局地域支援部地域防犯支援課

地域防犯カメラ設置補助制度実施のお知らせ【依頼】

1 事業の趣旨

地域における防犯活動への支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を、令和6年度も実施します。

地域防犯カメラの設置をご検討される場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課までご提出ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】【単位会長】定例会等で情報提供してください。

地域防犯カメラの設置をご検討される場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課までご提出ください。

3 制度の概要

(1) 申請書及び添付書類の提出期限：令和6年7月31日（水）必着

各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、お早目をお願いします。

申請の手引及び申請書の配付場所：各区地域振興課または市民局ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/camera/kamera2.html>

または、横浜市 地域防犯カメラ設置補助金 で検索できます。

(2) 申請書類提出先：

- ・各区地域振興課（持参または郵送）
- ・横浜市電子申請・届出システム(右の二次元コードよりアクセス)

【主な提出書類】

- ・申請書（第1号様式）、見積書、収支計算書（第2号様式）
- ・設置場所の使用に関する土木事務所等との協議書、電柱への設置に関する協議書

※過去に申請したことがある場合は申請書類の一部を省略できます。

詳しくは、申請の手引きをご覧ください、各区地域振興課へご相談ください。



(3) 補助金交付までのスケジュール

令和6年3月～	・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 設置場所の近隣住民の同意の取り付け ・防犯カメラ設置について関係機関へ相談、協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所 等)
7月31日まで	・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出
9月頃	・補助金交付決定（横浜市から交付、不交付の決定を通知します） ※以降、機器購入・工事契約が可能となります
令和7年2月中旬まで	・防犯カメラ設置工事完了後、横浜市へ実績報告書類を提出
3月頃	・補助金交付

(4) 補助条件等

① 補助対象の防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラです。

防犯カメラの設置及び運用については、プライバシー保護のために、総会、役員会等で合意を得ることが必要です。また、設置箇所周辺の住民にも必ず同意を得てください。

② 補助対象団体：自治会町内会、地区連合町内会

③ 補助対象経費

防犯カメラ等機器購入費及び設置工事費、防犯カメラの設置を示す看板等の設置費
※電気料金、修繕、点検などの維持管理費や更新に係る費用は補助対象外

④ 補助内容

防犯カメラ1台ごとに補助対象経費の10分の9
補助上限額 210,000円

⑤ 交付台数

令和6年度は、地域の防犯力強化のために、補助予算台数150台を維持します。
ただし、予算の範囲内で交付決定をするため、申請をいただいても補助されない場合や、申請した台数の一部が補助されない場合があります。その場合、防犯活動の取組状況・犯罪発生状況などを考慮し、補助金の交付を決定します。

【参考】民間事業者による防犯カメラ設置の取組

自治会町内会が飲料自動販売機の設置場所を提供できる場合、その売上・利益により、防犯カメラの設置費用等を賄う取り組みをしている事業者があります。横浜市地域防犯カメラ設置補助制度を利用せずに防犯カメラの設置を検討する場合は参考にしてください。

※設置条件等については各飲料メーカーごとに異なります。詳細につきましては、横浜市HPをご覧ください。ただくほか、神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課までお問い合わせください。

神奈川県HP→<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f5g/anan/annet/index.html>

横浜市HP→



市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3705

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.jp